**業務委託契約書**

　　　　　　　　（以下「甲」という）と、　　　　　　　　（以下「乙」という）とは、甲の業務委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、甲が経営する店舗（以下「本件店舗」という）における接客営業を委託し、乙がこれを引き受ける。

（経営権の業務の内容）

第２条　本件店舗の経営権は甲に帰属し、営業時間や価格その他の経営に関する事項は甲が決定するものとし、乙は、本件店舗の名をもって委託営業行為を行う。

２　乙は、甲が認める範囲で、本件店舗における什器備品を使用することが出来る。

３　乙が本件業務にあたり使用する名刺や携帯電話などにかかる費用その他の経費は、甲が負担するものとする。

（業務の内容）

第３条　甲は、次に定める業務（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

1. 甲の経営する店舗（以下「本件店舗」という）内においての接客、食品類並びに酒類の消費促進、及びこれに付随する一切の業務
2. 本件店舗の宣伝広告その他の集客に関する一切の業務
3. その他甲乙協議のうえ、決定された業務

（善管注意義務）

第４条　乙は、甲から乙への委託業務にかかる業務指示等にもとづき善良なる管理者の注意をもって、委託業務を遂行するものとする。

（再委託の禁止）

第５条　乙は、委託業務の全部または一部について、理由の如何を問わず、第三者に再委託してはならない。

（業務委託料及び支払い方法）

第６条　甲は、委託業務にかかる業務委託料を乙に支払うものとし、その金額は日額金○○円（税込）とする。

２　前項の業務委託料は、毎月月末締めの翌月○○日払いとし、現金手渡しの方法により支払うものとする。

（秘密保持）

第７条　甲および乙は、本契約に関連して知りえた他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

1. 他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの
2. 他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの
3. 他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をともなわずに知得したもの

２　前項の規定は、本契約の終了後も効力を有する。

（報告義務）

第８条　乙は、甲からの請求があるときは、いつでも委託業務に関する情報や処理状況を、すみやかに報告しなければならない。

（競業避止義務）

第９条　乙は、自営であるか雇用であるかを問わず、甲の承諾なしに他の店舗での類似関連する営業行為を行ってはならない。

（損害賠償責任）

第１０条　乙が本契約または本契約に基づいて甲が指示した事項に違反したため、甲に損害を及ぼしまたは甲が債務を負ったときは、乙はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

（不可抗力）

第１１条　天災地変その他甲乙双方の責めに帰すべからざる事由により、この契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じたときは、この契約はその部分について、当然に効力を失い、甲および乙は、ともにその責を負わないものとする。

（契約期間）

第１２条　本契約の有効期間は、平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までの満１年間とする。

２　ただし、期間満了の１カ月前までに、甲乙の双方から何ら申し出のないときは、本契約は期間満了の翌日から自動的に満１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（契約解除）

第１３条　甲乙の一方が本契約の条項に違反したときは、相手方は直ちに契約解除することが出来る。

２　甲および乙は、本契約期間中であっても、１カ月の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。

３　前項にもとづく解約については、甲および乙は、相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

（協議）

第１４条　本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、これを決定する。

（専属的合意管轄）

第１５条　本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲（委託者）　住所

氏名

乙（受託者）　住所

　　　　　　　氏名